

# ニュースレター

6号 2005年7月12日

6月25日、遺族・被害者の初めての集会は、「同じ立場の者だからこそ」というなごやかな雰囲気でした。第2回の集会のご案内です。今後は、関心のある問題ごとにグループに分かれたり、小学生以下のお子さんを別室で遊ばせる準備もしています。

7月のネットワークのあつまりは

日時 7月16日(土)

午後1時～ 情報交換会(自由懇談)

午後2時～ ネットワークみなさんの集会

場所 大阪弁護士会館 4階

大阪市北区西天満2-1-2

06-6364-0251

[封筒ウラの地図をご覧ください。](#)

交通 大阪駅より徒歩25分

地下鉄淀屋橋より徒歩10分

JR北新地または大阪天満宮駅より

徒歩15分くらい

裁判所の東側、天満警察の西です。

マスコミに取材されたくない方は、「白いリボン」をつけてきてください。写真を撮られたくない方は「お断りします」と言いましょ。

今回は、ネットワーク全体でとりくむべき大きなテーマと、グループにわかれて“分科会”でとりくむテーマごとに切り分けたいと思います。

「事故原因の究明」、「奨学金など子どもの問題」、「子どもを亡くした親同士の話し合い」、「夫を、妻を亡くした人たちの話し合い」、「補償の問題」などを予定しています。

本のご紹介

『信楽列車事故

JR西日本と闘った4400日』

信楽列車事故遺族会・弁護士団 編著

現代人文社 2,000円

遺族の方から

次のようなメールをいただきました

「昨日JRの個別補償担当者が決まったと挨拶に来ました。

JRとしての具体的な補償方針を聞いたのですがそれは今月下旬まで待ってくれと言われました。

それはそれで良いと思いますが、4.25ネットワークとしても補償の統一方針を弁護士のアドバイスを得ながら早目に持っておく必要があるのではないのでしょうか？

統一方針・補償の考え方・目安を持たないで個別の交渉に入ってしまうとJRのペースで事が決まってしまう恐れがあります。

次回16日はその件を是非議題にする必要があるのではないのでしょうか。弁護士会との連携も具体的に進めたいものです。」

小学校6年生までのお子さんを連れておいでになる方は、別室でボランティアの学生などが、遊んだり勉強を見たりしてくれます。できましたら、事前にお子さんの年齢と人数を電話でお知らせください。